

**令和 5 年度産業経済研究委託事業（情報セキュリティサービス
審査登録制度の在るべき姿の検討に向けての調査）**

調査報告書

2024年3月

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

目 次

1. 事業の目的、実施内容等	3
2. 調査の実施	5
3. 検討の実施	12
4. 制度に関する検討会の運営	13
5. まとめ	16

1. 事業の目的、実施内容等

(1) 事業目的

- 我が国では様々な企業がセキュリティサービスを提供している一方で、企業によって提供するサービスの品質にばらつきが生じている。品質の低いサービスが提供されていることは望ましい状況ではなく、費用対効果の高いセキュリティ投資を促すために、一定の品質を備えたセキュリティサービスを認定する制度として、平成27年に「情報セキュリティサービス審査登録制度(以下「本制度」という。)」が設立された。本制度は提供企業ごとに異なる内容が提供されるセキュリティサービスにおいて、サービスの内容に対して基準を設けて認定することは困難であり、また、サイバーセキュリティを取り巻く状況の変化も早いことから、サービスを提供する企業のサービス品質を保つための取組を確認することで認定を得られる制度とした経緯があり、現在は、サービス事業者の信頼性を可視化する最低限の要件として、技術要件と品質管理要件を基準に示し、それに合致する事業者をリストで公開している。本制度は最低限の要件を確認し認定する制度として、制度設立時はユーザーもどのセキュリティサービスを使ったら良いかわからないという時代であったためリストがユーザーの役に立っていたが、現在においてはユーザー側にも、登録・リスト掲載を望むベンダー側にもメリットが薄れていることが考えられることから、最低限の要件を満たすことを審査するだけでなく、事業者の特性（財務状況、コンプライアンスなど）に関する要件の追加を含め、制度の在り方を検討する必要がある。
- また、本制度のセキュリティサービスを活用するユーザーには、システム提供を担う情報処理サービス業（いわゆるSIer）やクラウド事業者も含まれる。情報処理サービス業の事業者に対してユーザー企業からどのようなセキュリティ要件が示されているのか、クラウド事業者は自社のクラウドサービスにどのようなセキュリティ対策を実施しているのか、それら事業者自身のセキュリティ対策状況などを把握し、本制度が更に利用されるための改善策を検討する必要がある。
- これらの取組を推進していくため、本事業では調査、検討及び制度に関する検討会の運営に係る一連の作業を実施した。

以降の記述において、次の略称を用いる。

「情報セキュリティサービスにおける技術及び品質の確保に資する取組の例示」 → 「例示」

「情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト」 → 「リスト」

1. 調査実施の目的、実施内容等

(2) 実施内容

- (1)を踏まえ、本事業で実施した調査は次表の通りである。調査結果の詳細を本報告書第2章以降で示す。

表1.1 事業実施内容

実施項目	実施内容
1. 調査	● 令和4年度サプライチェーン・サイバーセキュリティ対策促進事業（サイバーセキュリティ経営に関する調査）での検討内容を踏まえ、サービスを提供するベンダー企業等の実態や情報セキュリティサービスの種別毎に利用者の需要の多寡及びそれに対する供給の実態を調査した。 ● また、情報処理サービス業、クラウド事業者及び顧客間でのセキュリティを確保するため取組やセキュリティインシデントの事例等を調査した。
2. 検討	● 「1.調査」の結果を受け、本制度の改善案を提案するとともに、業界全体のセキュリティ対策の向上策についての検討を行った。
3. 制度に関する 検討会の運営	● 専門的な視点からの検討、分析及び助言を得るために、本事業に係る民間企業、官公庁、学識者等10名の有識者からなる検討会を設置し、4回にわたる開催にあたっての事務局運営を担当した。

2. 調査の実施

2.1 調査内容の検討

(1) 本制度が直面している検討課題

- 調査内容の検討にあたり、経済産業省との協議のもと本制度が直面している課題として次表の内容が存在していることを確認し、これをもとに制度のステークホルダーのニーズや直面している課題、制度への要望等を調査を通じて把握することとした。

表2.1 事業実施時点において本制度が直面している課題

- **制度運用における課題**
 - 不適切な事業者を是正、排除できるようにする仕組みを持つ必要はないか？
- **基準で定める要件（技術要件、品質管理要件）の見直しに関する課題**
 - 最低限の要件を確認し認定している制度と、世の中からの期待にギャップがある可能性があるのではないか？
 - 制度開始時は、どのセキュリティサービスを使うべきか分からない時代であったため、リストがユーザーの役に立っていたが、もはやユーザー側にもベンダー側にもメリットが薄れている可能性があるのではないか？
- **制度の対象範囲に関する課題**
 - 制度が取り扱うサービスは現在の5サービスで十分か？

2.1 調査内容の検討

(2) 調査の実施内容

- (1)を踏まえ、経済産業省と協議の結果、本事業では事業目的を踏まえ事業遂行を通じて以下の各調査を実施した。

表2.2 調査実施内容

分類	対象者	実施概要
アンケート調査	本制度の登録事業者	● 本制度の改善に資するため、情報セキュリティサービスの市況、本制度への登録理由、登録効果、制度運用における課題、改善要望等を把握するための調査を実施
	本制度の非登録事業者	● アンケートにおける対照群の観点から、本制度に登録していない情報セキュリティサービス事業者を対象に、情報セキュリティサービスの市況、本制度に登録しない理由、登録しないことの影響、制度の課題、改善要望等を把握するための調査を実施
	国内ITベンダー等	● 国内情報通信業（情報サービス業、インターネット附随サービス業等）を営む事業者を対象に、情報セキュリティサービスの利用状況、本制度の認知度及び活用状況、制度の活用効果及び課題、改善要望等を把握するための調査を実施
ヒアリング調査	登録事業者	● アンケート調査の深掘りの観点から、悪質な事業者の状況、本制度でペネトレーションテストを扱うことについての要望、制度利用者からのフィードバックの導入についての意見等を把握するための調査を実施
	情報セキュリティサービス事業者	● 情報セキュリティサービス事業者の団体の会員企業を対象に、ペネトレーションテストサービスを本制度に追加する場合の審査方法等に関する意見を把握するための調査を実施
	ユーザー企業	● ユーザー企業の団体の会員委員企業を対象に、本制度の普及方策等に関する意見を把握するための調査を実施
文献調査	公開情報各種	● 検討会運営に資する観点から、ペネトレーションテストに関して国内外の各機関が公表している文献を対象に調査を実施

2.2 アンケート調査結果（情報セキュリティサービスの登録・非登録事業者）

（1）調査概要（情報セキュリティサービスの登録事業者）

■ 調査目的

- 本制度の改善に資するため、登録事業者における以下の状況を把握する：
 - 情報セキュリティサービスの市況
 - 情報セキュリティサービス審査登録制度への登録理由
 - 情報セキュリティサービス審査登録制度の効果
 - 情報セキュリティサービス審査登録制度の運用を通じた課題及び改善要望

■ 実施状況

- 本アンケート調査は下表の要領にて実施した。

表2.3 アンケート調査実施状況（情報セキュリティサービスの登録事業者）

調査対象	2023年10月時点の全登録事業者（のべ285サービスを提供する167社）
回答数	65件（167社に対して38.9%）
実施時期	2023年10月11日～31日
質問事項	● 回答事業者属性と状況 ● 情報セキュリティサービスの市場動向 ● 登録の背景、活用状況及び効果 ● 情報セキュリティサービス審査登録制度における課題認識及び改善要望

2.2 アンケート調査結果（情報セキュリティサービスの登録・非登録事業者）

（2）調査概要（情報セキュリティサービスの非登録事業者）

■ 調査目的

- 本制度の改善に資するため、本制度に非登録の事業者における以下の状況を把握する：
 - 情報セキュリティサービスの市況
 - 情報セキュリティサービス審査登録制度に登録しない理由
 - 情報セキュリティサービス審査登録制度に登録しないことによる影響
 - 情報セキュリティサービス審査登録制度における課題及び改善要望

■ 実施状況

- 本アンケート調査は下表の要領にて実施した。

表2.4 アンケート調査実施状況（情報セキュリティサービスの非登録事業者）

調査対象	2023年10月時点の特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会（JNSA）会員企業のうち、情報セキュリティサービス審査登録制度に登録していない情報セキュリティサービス事業者（170社）
回答数	15件（170社に対して8.8%）
実施時期	2023年10月2日～31日
質問事項	● 回答事業者属性と状況 ● 情報セキュリティサービスの市場動向 ● 情報セキュリティサービス審査登録制度に登録しない背景及び不利益 ● 情報セキュリティサービス審査登録制度における課題認識及び改善要望

2.2 アンケート調査結果（情報セキュリティサービスの登録・非登録事業者）

(3) 回答内容から判読される傾向

- これまで示した調査結果より、次の傾向が判読される。

① 情報セキュリティサービスの市場動向

- 脆弱性診断サービスを筆頭に、各サービスとも市場は拡大傾向であり、概ね採算もとれている。
- 悪質な事業者への懸念は、脆弱性診断及びデジタルフォレンジックでやや多い傾向。

② 制度の効果

- 顧客からの照会の増加の効果が指摘される一方、品質の低い事業者を市場から退場させるような効果はないと認識されている。
- 「メリットがない」と認識する事業者も無視できない比率で存在。

③ 制度の課題・改善要望

- 制度の認知度の低さと申請手続の不便さが同じ比率で最多。費用に関する課題がこれらに続く。品質の低いサービスが登録されているという課題の指摘は少ない。
- 脆弱性診断におけるペネトレの扱い、デジタルフォレンジックにおけるインシデントレスポンスの扱いの問題は事業者からも課題と認識されている。
- ペネトレーションテストの扱いについて、回答者の過半数が現在の脆弱性診断に包含させるのが適切と回答。詳細な扱いについては意見が分かれており要検討。
- 新たに追加すべきサービスに関しては、「追加すべきサービスはない」が最多で、追すべき新たなサービスとしてあげられているのはインシデントレスポンス、コンサルティング等。
- フィードバックの導入に関しては、「わからない」との回答が最多ながら、「導入しないほうがよい」より「導入したほうがよい」がやや多い。「その他」を含めると両者の比率は拮抗。

2.3 アンケート調査結果（ITベンダー）

(1) 調査概要

■ 調査目的

- 本制度の改善に資するため、国内情報通信業（情報サービス業、インターネット附随サービス業等）を営む事業者を対象に以下の状況を把握する：
 - 情報セキュリティサービスの利用状況
 - 情報セキュリティサービス審査登録制度の認知度及び活用状況
 - （本制度の活用経験のある事業者のみ）活用の効果及び課題、改善要望

■ 実施状況

- 本アンケート調査は下表の要領にて実施した。

表2.4 アンケート調査実施状況（ITベンダー）

調査対象	以下各団体の会員企業（行末のカッコ内は2023年10月時点の会員数） ➢ 一般社団法人情報サービス産業協会（JISA）（法人会員470社） ➢ 一般社団法人ソフトウェア協会（SAJ）（正会員583社） ➢ 一般社団法人日本クラウド産業協会（ASPIC）（法人会員117社）
回答数	59件
実施時期	2023年10月2日～31日
質問事項	● 回答事業者属性と状況 ● ITサービスの市場動向 ● 情報セキュリティサービス審査登録制度の認知、活用状況及び効果 ● 情報セキュリティサービス審査登録制度における課題認識及び改善要望

2.3 アンケート調査結果（ITベンダー）

（2）回答内容から判読される傾向

- これまで示した調査結果より、次の傾向が判読される。

① 情報セキュリティサービスの外部委託動向

- 脆弱性診断、ペネトレーションテスト、デジタルフォレンジック等を外部委託する比率が高い。
- 外部委託の理由は自社のスキル不足、最新脅威への対応等。

② サプライチェーンセキュリティ

- 再委託先への対策要求を除き、委託先への具体的な要求がなされているケースは少ない。

③ 制度の認知度、活用実績

- 制度の認知度は相変わらず低い、名前を聞いたことがあるまで含めると7割超え。
- リスト掲載事業者への発注実績は3者にとどまり、委託上の問題等は顕在化せず。

④ 制度の課題・改善要望

- リストに関しては、検索が不便、情報が少ない等の課題が指摘されている。
- 回答者の半数が検索機能の充実（実績数、顧客数等）を要望している。
- ペネトレーションテストの扱いについては、脆弱性診断に含めるものと独立させるものへの支持が半々（ただし回答者は2者のみ）。
- 新たなサービスの追加に関しては、2名の回答者がコンサルティングを要望。
- フィードバックの導入に関しては、登録事業者と比較すると「導入したほうがよい」が多く、その理由は「事業者がユーザの意見の把握に積極的になること」への支持が最多。

3. 検討の実施

- 調査結果をもとに、以下をはじめとする検討を実施し、その成果を有識者会議での審議のための資料としてとりまとめた。
 - 不適切な事業者を是正、排除できるようにする仕組みの在り方
 - 情報セキュリティサービスの利用者の意見を収集する方法と課題
 - 本制度でペネトレーションテストサービスを取扱い場合の定義の考え方
 - 本制度でペネトレーションテストサービスを取扱う場合の既存サービスとの関係性の在り方

4. 制度に関する検討会の運営

(1) 有識者の選定

- 調査趣旨を踏まえ、以下の目的を中心とする検討を行うため、下表に示す有識者で構成される「情報セキュリティサービス普及促進に関する検討会」を設置した。
 - 情報セキュリティサービス審査登録制度の在るべき姿の検討
 - 前項の検討結果を踏まえた「情報セキュリティサービス基準」、「情報セキュリティサービスに関する審査登録機関基準」及び「情報セキュリティサービスにおける技術及び品質の確保に資する取組の例示」の見直し

表4.1 「情報セキュリティサービス普及促進に関する検討会」構成員

氏名（敬称略）	所 属
阿部 恭一	ANAシステムズ株式会社 品質・セキュリティ監理室エグゼクティブマネージャ
川口 洋	株式会社川口設計 代表取締役
小屋 晋吾	一般社団法人ソフトウェア協会（SAJ）
佐藤 元彦	伊藤忠商事株式会社 IT・デジタル戦略部 技術統括室 ITCCERT 上級サイバーセキュリティ分析官 兼 伊藤忠サイバー＆インテリジェンス株式会社 CTO 主席サイバーセキュリティ分析官
佐藤 芳紀	森ビル株式会社 IT推進部 セキュリティグループ 課長
下村 正洋	特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会（JNSA） 事務局長
土居 範久	慶應義塾大学 名誉教授
永宮 直史	特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会（JASA）エグゼクティブフェロー
比留間 貴士	特定非営利活動法人ITコーディネータ協会 常務理事・事務局長
宮下 清	一般社団法人日本情報システム・ユーザ協会（JUAS） 主席研究員
オブザーバー： 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）、総務省、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）	

4. 制度に関する検討会の運営

(2) 有識者会議の開催状況

- (1)に示したメンバーにて、以下の計4回の検討を実施した。

表4.2 「情報セキュリティサービス普及促進に関する検討会」2023年度開催状況

会議	開催日	おもな議題
第1回	2023年8月29日	● 令和5年度の検討課題について ● アンケート及びヒアリング調査の実施について
第2回	2023年11月10日	● 審査登録に係る免責事項の掲載について ● アンケート・ヒアリング調査結果報告 ● 調査結果を踏まえた制度見直しについて
第3回	2024年1月16日	● アンケートで審査登録機関に寄せられた要望への対応について（報告） ● パブリックコメント案について ● 今後の普及方策について
第4回	2024年3月27日	● パブリックコメント結果を踏まえた情報セキュリティサービス基準等の改訂案について ● ペネトレーションテストサービスの審査における実績の扱いについて ● 今後の普及方策について

4. 制度に関する検討会の運営

(3) 有識者会議におけるおもな合意事項

パブリックコメント対応について

- 有識者会議の審議結果をもとに、ペネトレーションテストサービスを脆弱性診断サービスのオプションサービスとして扱えるようにするための情報セキュリティサービス基準等の改訂案を作成し、同案について2024年2月13日から同年3月15日にかけてパブリックコメントを実施したところ、下表のコメント（総数12者30件：個人3者より計7件、法人3者より17件、不明6件）が寄せられた。
- ペネトレーションテストサービスの追加に関して否定的な意見はなく、有識者会議における審議の結果、基準および例示のパブリックコメント案に関して一部見直しを行った上で改訂を行うことで了承された。
- パブリックコメントの結果は2023年4月以降に経済産業省より公表予定である。

表4.3 パブリックコメント結果

		コメント 件数	件数内訳		
			両方	基準のみ	例示のみ
コメント 内容	①ペネトレーションテストサービス追加に関するコメント	13件	1件	5件	7件
	②既存サービスの記載内容に関するコメント	8件	—	1件	7件
	③継続検討事項に関するコメント	3件	3件	—	—
	④肯定的コメント	(1件)			
	⑤その他のコメント	(5件)			

5. まとめ

- 本事業では、一定の品質が担保された情報セキュリティサービスの市場への提供を通じて企業等における費用対効果の高いセキュリティ投資を促すため、現行の情報セキュリティサービス審査登録制度の活用促進に向けた各種の取り組みを実施した。
- 登録事業者を対象として実施したアンケート調査では、リストに掲載されることを通じた対外的なアピールの効果等、登録のメリットを実感している回答者が一定の割合で存在する一方で、悪質な事業者を市場から退場させる効果が実感されていないことも指摘されている。ITベンダーを対象として実施したアンケート調査では、本制度の認知度および活用度が依然として低くとどまっている等、最重要視すべき取組は依然として情報セキュリティサービスの利用者における認知度向上であることが明らかになった。このほか、アンケートおよびヒアリング調査を通じて制度運用上の様々な課題が指摘され、これらのうち審査登録事務に関するものについては審査登録機関より改善の方針が示され有識者会議で了承されるなど、より使い勝手の良い制度とするための方向性も打ち出されている。
- 本事業で新たに登録対象となったペネトレーションテストサービスは、サイバー攻撃の高度化が進む中で重要性が高まっている情報セキュリティサービスである。一方で現時点において関係府省庁においてそれぞれ異なる定義がなされている等、制度での取扱いはずしも容易なものではないが、情報セキュリティサービス基準の改訂案の作成にあたっては政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群における定義との整合性を確保する等の配慮を行っており、今後の官民での調達等の場面においてリストの活用が促進されていくことが期待される。
- 有識者会議での審議においては、本制度の認知度を高めていくべき対象として、重要インフラ分野でありながら現状において情報セキュリティサービスの活用が進んでいない中小規模事業者が挙げられている。今後の普及方策としては、有識者会議にて了承されたアクションプランをもとに、このような対象を含む幅広い分野に向けた認知度向上と活用の促進のための取組が行われる予定である。